

特別管理産業廃棄物処分業許可証

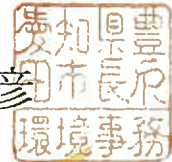
住 所 東京都港区芝一丁目7番17号

氏 名 中間貯蔵・環境安全事業 株式会社
代表取締役 矢尾板 康夫 様

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の許可を受けた者であることを証する。

豊田市長 太 田 稔 彦



許 可 の 年 月 日 平成22年 8月15日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成27年 8月14日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。)

(1) 事業の区分

中間処分 (PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄、PCB汚染物又はPCB処理物の分離、廃PCB等又はPCB処理物の分解)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄

特定有害PCB汚染物、特定有害PCB処理物
以上 2品目

イ PCB汚染物又はPCB処理物の分離

特定有害PCB汚染物、特定有害PCB処理物
以上 2品目

ウ 廃PCB等又はPCB処理物の分解

特定有害廃PCB等、特定有害PCB処理物
以上 2品目

2. 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力 (最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量)、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)) を記載すること。)

(1) PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設

ア 設置場所

豊田市細谷町三丁目1番1ほか7筆

イ 設置年月日

平成16年3月3日

ウ 処理能力

特定有害PCB汚染物、特定有害PCB処理物

10.8t/日 (0.45t/時間)

エ 許可年月日

平成16年3月3日

オ 許可番号

15豊廃発第8-1号

(2) PCB汚染物又はPCB処理物の分離施設

ア 設置場所

豊田市細谷町三丁目1番1ほか7筆

イ 設置年月日

平成16年3月3日

ウ 処理能力

特定有害PCB汚染物、特定有害PCB処理物

2.7t/日 (0.1125t/時間)

エ 許可年月日

平成16年3月3日

オ 許可番号

15豊廃発第8-1号

(3) 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設

ア 設置場所

豊田市細谷町三丁目1番1ほか7筆

イ 設置年月日

平成16年3月3日

ウ 処理能力

特定有害廃PCB等、特定有害PCB処理物

1.6t/日 (0.067t/時間)

エ 許可年月日

平成16年3月3日

オ 許可番号

15豊廃発第8-1号

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年 8月15日 新規許可

平成22年 8月15日 更新許可

平成26年 8月21日 変更許可

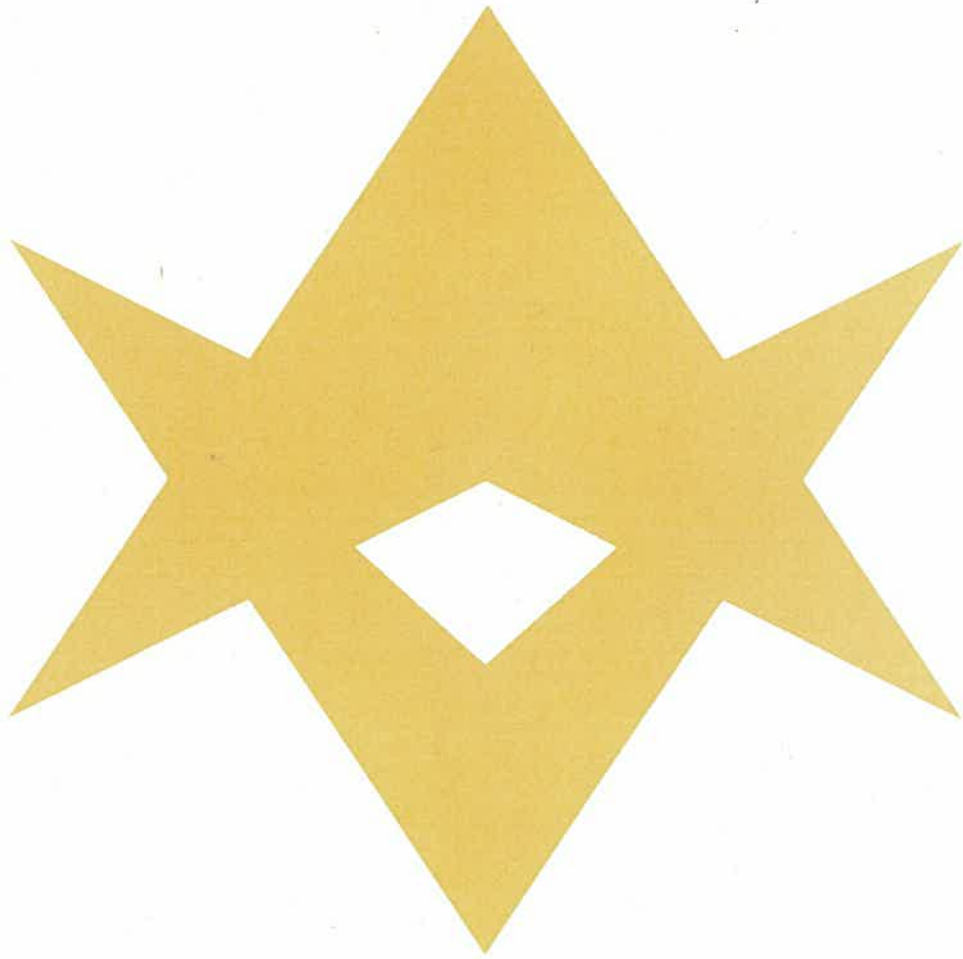
平成27年 1月 8日 書換

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無



許可番号第 09070114381 号

存・



豐原務